

意見書案第5号

愛知川の濁水の抜本的な改善を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり東近江市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和5年12月25日

東近江市議会議長

西澤由男様

提出者

東近江市議会 産業建設常任委員会

委員長 吉坂 豊

## 愛知川の濁水の抜本的な改善を求める意見書

かつての愛知川は、きれいな川石を縫ってきらめく清い水が流れ、その中で鮎が飛び跳ねる「自然豊かで美しい自慢のふるさとの川」でした。

ところが、そのような光景には程遠い嘆かわしい川の状況が近年続いています。

特に今年は、8月15日に接近した台風7号、そして8月23日から24日の未明に降った雨により、師走を迎えた今日までの間、一度も川底が見えるまでの清水が流れることなく「透明感のない濁った水」が流れ続けており、東近江市の誇るべき名刹「永源寺」の直下の旦度橋付近では「茶色になった濁水」が滞留し、訪れる観光客の皆さんに観光地として見るに忍びない風景をさらしています。

「濁水」の発生原因は、異常気象による集中的な降雨や様々な要因による上流部の山地の崩壊など複合的な原因が作用し、これが「永源寺ダム」の貯留水を濁らせ、ダム下流の愛知川を長期間にわたって濁らせていることは誰もが知るところです。

原因を探るため、上流に向かいダムへの流入水をたどると、濁水の原因が明白になります。原因は、非かんがい期はダムの管理のため貯水位を下げられるので、ダム湖に堆積した「泥の層」が露出し、これに流入水が当たったり浸食したりして、濁りが連続的に発生し、ダム湖を「茶色」に染めているのです。

現在のダム湖の水は「茶色」そのものになっており、澄んだ表面水を流すといった手法は全く用をなさないほど濁っています。

濁水は泥分を下流に流し、愛知川のイメージを低下させているだけでなく、河川の魚類を中心とした生物に多大な悪影響を与えていると思われます。実際、鮎の産卵環境を直撃しており、漁期である8月15日から9月30日まで愛知川への入漁者は「ゼロ」であったことから、その影響は多大と考えられます。

ついては、「世界農業遺産」「環境県」を標ぼうする滋賀県にとって看過できない問題として、長期的な視点に立った対策を講じていただくことはもちろんのこと、緊急的に実施できることは早急に実施していただき、現状の改善が図られるよう、下記事項の取組を強く求めます。

### 記

1 現状の永源寺ダム下流の「濁水の長期化」の状況を把握していただき、排砂対策を中心とする「近江東部事業」の全体計画の中に、ダムから放流される下記の濁水対策を盛り込まれたい。

- (1) 永源寺ダムへの流入水は、増水で濁っても一週間もすれば清水状態になる。この清水を直接下流に放流できる対策を講じられたい。
- (2) 永源寺ダム湖の澄んだ「表面水」が的確に取水できるよう、ダム堤体の取水施設の改善を図られたい。

(3) 永源寺ダムから下流は川石、川砂の供給がなく、河床低下を招いているとともに、河川の流水の浄化作用が無くなっているため、永源寺ダムの堤体の直下に置き砂、置き石などの対策を講じられたい。

2 永源寺ダムの管理者である滋賀県として、例年、必要に応じて堆砂の搬出を行っているが、令和6年度はダム湖流入部分の泥の層の緊急撤去を願いたい。また、ダムの管理上、ダムの貯水を減少させる際、ダム湖内での「泥水」の発生が起これないよう緊急的な対策を講じられたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月 日

滋賀県東近江市議会議長 西 澤 由 男

農林水産大臣 坂 本 哲 志 様  
滋賀県知事 三日月 大 造 様